

綾瀬市防災資機材整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会により結成された自主防災組織(以下「自主防災組織」という。)が防災資機材の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、自主防災組織の活動に必要な別表第1に定める防災資機材の購入費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号のとおりとする。

- (1) 財団法人自治総合センターが当該年度のコミュニティ助成事業(自主防災組織育成事業)として決定した防災資機材の購入については、同センターの交付決定額とする。
- (2) 前号に定めるもののほか、自主防災組織が単独で整備する防災資機材の購入については、その費用の2分の1(1,000円未満切捨て)の額とする。ただし、別表第2に定める区分による額を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者(以下「代表者」という。)は、規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書に防災資機材整備事業計画書(第1号様式)を添えて9月30日までに市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請書類を審査し、適当と認めるものにつき補助金の額を決定し、代表者に防災資機材整備事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により、市長の定める期日は、前条による通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項の規定による市長の定める期日は、事業完了後30日とし、防災資機材整備事業完了届(第3号様式)により市長に提出するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(補助申請の限定)

- 2 この要綱による補助金の交付区分のうち、第3条第2号に規定する防災資機材の購入に係る補助申請については、平成30年度分までに限るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の綾瀬市防災資機材整備事業補助金交付要綱の規定に基づき行われた行為は、この要綱による改正後の綾瀬市防災資機材整備事業補助金交付要綱の規定により行われたものとみなす。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	品 名	備 考
情報収集伝達用具	トランシーバー、ワイレスアンプ、トランジスタラジオ等	
救 出 用 具	バール、折りたたみ梯子、のこぎり、ジャッキ、チェーンソー、スコップ、掛け矢、つるはし、大ハンマー、一輪車、ロープ、リヤカー等	
救 護 用 具	担架、救急セット、毛布等	
避 難 誘 導 用 具	メガホン、強力ライト、ハンドマイク、発電機、投光機、懐中電灯、コードリール等	
給 食 給 水 用 具	給食用かま、かまど、ポリタンク、食缶（皿、なべ、コップ）等	
そ の 他 の 用 具	ヘルメット、腕章、テント、土のう袋、防水シート、消火器、備蓄倉庫、簡易トイレ等	
その他市長が特に認めたもの		

別表第2（第3条関係）

区 分	限 度 額
補助金申請年度の4月1日における自治会加入世帯数が4,000世帯以上のとき	350,000円
補助金申請年度の4月1日における自治会加入世帯数が4,000世帯未満のとき	250,000円

第1号様式（第4条関係）

防災資機材整備事業計画書

（年度）

区 分	品 名	金 額	数 量	備 考
		円		

※ 区分欄には、綾瀬市防災資機材整備事業補助金交付要綱第2条中の別表第1の区分を記入してください。

第2号様式（第5条関係）

防災資機材整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のありました 年度綾瀬市防災資機材
整備事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第
5条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

第3号様式（第7条関係）

防災資機材整備事業完了届

年 月 日

綾瀬市長 殿

住 所
自治会名
代表者氏名

次のとおり 年度防災資機材整備事業が完了したので、綾瀬市防災資機材整備事業補助金交付要綱第7条の規定により届け出します。

補助金名称	
補助金額	
完了年月日	
添付書類	(1) (2) (3) (4)

※ 添付書類は、購入の事実が確認できる書類とする。